

## 川越市ホームページ広告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、川越市広告掲載に関する要綱（平成20年10月28日市長決裁。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、本市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 本市が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、市ホームページへの広告の掲載が決定した者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、要綱第3条及び川越市広告掲載基準（平成20年10月28日市長決裁）の規定によるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。

### (規格)

第5条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル
- (2) 形式 G I F（アニメ可）、J P E G
- (3) データ容量 40KB以下

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別にバナー広告の規格を定めることができる。

### (広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

(広告の掲載期間)

- 第7条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。
- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、別に市長が定める。
- 3 市長は、広告掲載を希望する者が複数月の掲載を希望するときは、これを認めることができる。

(掲載希望者の募集)

- 第8条 市長は、広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）を募集するときは、市ホームページ、広報川越等により行うものとする。
- 2 市長は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときは、隨時掲載希望者を募集することができる。

(広告掲載の申込み)

- 第9条 掲載希望者は、川越市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送又はFAXで、市長が指定する期間内に申し込むものとする。
- 2 前項の規定による申込みは、市長が特別の理由があると認める場合を除き、埼玉県電子申請・届出サービスによっても行うことができる。

(広告掲載の決定)

- 第10条 市長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、川越市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）又は川越市ホームページ広告不掲載決定通知書（様式第3号）により掲載希望者に通知するものとする。
- 3 市長は、掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。なお、この場合において、同順位の掲載希望者については、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。
- (1) 公社、公団、公益法人及びこれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等
- 4 前項の規定にかかわらず、掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第11条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

#### (広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、類似広告の市場価格等を考慮して、市長が決定する。

2 広告主は、原則として広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括して前納するものとする。

#### (延滞利息)

第13条 市長は、広告主の責めに帰すべき理由により、前条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを広告主に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

#### (広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第14条 市長は、市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告の内容、デザイン等の審査を行うものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、広告の内容、デザイン等について広告主と協議するものとする。

#### (広告内容等の変更)

第15条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

#### (広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を経ることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によつても解消できないとき
- (5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

#### (広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を附さない。

(広告掲載期間の延長)

第19条 広告掲載期間内に、市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して損害を被つたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第21条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市の担当部署に連絡するものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月22日から施行する。